

## 田代教授の批判に 答える

清水嘉治

『調査季報』8号における拙論にたいして、社会教育の専門家である田代氏からコメントをいただいたことは有難いことである。お互いに、横浜市の社会教育をいかに充実すべきかという点については一致しているようにおもわれるので、あえてここに再論するつもりはないが、しかし、社会教育の展開の方法なり、問題意識の点では根本的に異なっているので、二・三の点について意見をのべたい。

まず全体として、田代氏の考えている社会教育の理念、社会教育の本質、そのあり方、その性格がまとまった形であきらかにされていないので、理解に苦しむ。したがってわたくしの「社会教育の根本問題」について、内在的理解でなく、言葉じりをつかまえた指摘、それも田代氏の「社会教育」観からはみだしている部分についてのコメントであるため、学問的な論争ができないのがなによりも残念であ

る。<ここでおことわりしておくが、わたくし自身「社会教育」を直接専門としていないが、社会科学の一分野としての経済学を専攻するものとして決して社会教育に関心ではない。こんども、田代氏の著作を含めて、多くの専門家の著作をよんだが、社会教育の理論的性格はいずれも究明されていないようにおもった。機会があれば指摘してもよい。>

つまり、田代氏のコメントはわたくしの社会教育に対する理論的性格づけの内容を問題にするのではなく、その運び方を部分的に批判するかたちをとっている。したがって直接、論争の対象にすべきものではないが、あえて一研究者として、社会教育をまじめに考える1人として反論をしたい。このばあい、わたくしの「根本問題」に多少かわりのある部分についてのみとりあげることにする。そこに田代氏の考え方の一端がひそんでいるからである。では問題を進めよう。

第1にわたくしの問題設定は、革新市政の基本構想を社会教育の問題、さらにその問題を究明するために戦後日本の社会教育の歴史的性格をあきらかにし、さいごに現時点における横浜市の社会教育の基本的問題点を検討することにあつた。ところが田代氏は、こうした根本問題に

対する議論をさせて、「行政の『表通り』をなでただけで直ちに結論を導きださうるものでない」という。問題はそうではない。行政自体が「表通り」をなでたり、「社会教育家」という名の「専門家」が主体的問題意識をもたずに「表通り」をなでているから問題なのである。この点についても、田代氏が拙論の一部分を故意にとりあげ、拙論の問題の本質をさけてコメントしているのは学問的でない。いまその一例をしめそう。わたくしが「社会教育法はノーサポート、ノーコントロールの原則による」と指摘したのは、社会教育法が、日本国憲法<1946年11月3日>、教育基本法<1947年3月>の理念にもとづいて、民主的、自主的性格を基本とする社会教育法<1949年6月>が制定された当時の性格を確認しておくためにのべたのである。とくに社会教育法第3条で、「すべての国民のあらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」とのべている点こそ、まさに近代の市民生活優先の原則、主体的自治の原則にそつたのであることを明らかにしたのである。さらに、朝鮮戦争勃発からサンフランシスコ条約調印の時期にか

けてアメリカの占領政策が大きく転換すると同時に、日本の文教政策も、社会教育法の理念、教育基本法の理念と違った方向がうちだされたことを問題にしたのである。ここに重要問題がある。ところが田代氏は読み違えたのか、なにを感違いたのか、直ちに横浜市の社会教育行政は、社会教育法の原則に忠実であったという。わたくし自身は、日本の社会教育行政が、1950年代半ばから、社会教育の理念と違って反動化の方向にむかった事実をあげてのべたのであり、いきなり横浜市の社会教育行政を、そこから導いたのではない。この点、再度、読みかえしてほしいものである。問題は、中央政府が、社会教育の理念と反する方向に動いてきたこと、それと同時に地方自治体も、それに余儀なくされざるをえなかったメカニズムになっていることを問題にしたのである。田代氏が、横浜市が「社会教育の中立を守ることができている面をある程度支持したい」というのは具体的にどのような事実からなのか。「社会教育の中立」とはなにかということである。この点を厳密に規定すべきである。こういう発想法こそ、社会教育を政治的に解釈しているとしか考えられない。はなはだ残念である。

第2の問題は、社会教育における形式主義、物量主義<予算のみ増大すればなんでもできるといふ物とり主義のことをいう>についての無理解である。「市長に近い筋の学者がたは公民館の設置には比較的冷淡であつて、むしろ都心にはなばなく文化センターのような施設をつくるほうに熱心であるとも耳にする」<原文のまま>という。これはどういう事実からいうのか。わたくしの論文のさいごで社会教育の提案の一つとして「『福祉計画案』の『社会教育』の全体構想に原則的に賛成する」とかいたしたのは、あくまでも市民の自主的、民主的社会教育づくりの一環としての一つの提言を試みたのであつて、「市長に近い筋の学者がた」とは学者的発想ではあるまい。田代氏がよく使う「私が文部省の社会教育審議会の委員をつとめた」ということをもじつて、田代氏を文部大臣に近い筋の学者がたという必要はないであろう。問題は、客観的に具体的にしめされた理念なり、事実を問題にすべきなのだ。わたくしは「福祉計画案」の「社会教育」についてだれが書いたか知らない。それが問題なのではなく、そこに提出されている計画案が、はたして客観性をもっているかないかを問題にしたのである。

「……を耳にする」という発想も学者的でないことは明らかである。わたくしは市内各地に公民館を設置することに反対していない。問題は、いかに市民が自主的に社会教育を充実させるかにある。市民が社会教育を受けるための活用の1手段としての公民館のみを問題にしたのではない。さらに続けよう。田代氏はいう。「そこで万が一にも、氏が<清水>原文のなかで強く戒めておられる形式主義・物量主義を逆に社会教育に強要することになるならば、これは社会教育行政の鉄則をおかすおそれもある」という文面は、まさに、田代氏の勝手な推量である。わたくしの全体の論文構造を検討していただきたい。あのような発想こそ田代氏自身が現在の社会教育の諸問題<諸矛盾といった方がよいかもしれない>を隠蔽し、社会教育行政の形式主義を温存することを如実にしめすものであると考えざるをえない。したがってわたくしの提出している根本問題を自明の理のごとくくつべながら、他方で根本問題から派生するとおもわれる施設の問題に執拗にこだわり、問題の核心をそらしている。とくに問題の点は、「社会教育の鉄則」をおかしているのはだれなのかである。わたくしの論文では「社会教育の理念＝

鉄則」がいかにか、ねじまげられたかを追求した。ここを原文に忠実によんでいただきたい。ではこちらから逆にききたい。田代氏の「社会教育の鉄則」とはなにか。田代氏こそ、他方で、現在の社会教育が鉄則をおかしつつあることも認めているではないか。そこに田代氏の矛盾がある。むしろ鉄則を破っているのは政府である。どうしてそれを田代氏は自分が政府＝文部省の委員の1人として努力したが、駄目だったのかを根本的に反省しないのか理解に苦しむ。この点まさに社会教育の専門家である田代氏がこんご文部省に抵抗しつつ社会教育の本質にもとづく施策を積極的にしめしてもらいたい。

紙数がつきたが、さいごに戦後の社会教育行政史については、ぎゃくに田代氏に原文を忠実に読んでもらいたい。わたくしがのべたのは、1950年9月の第2次アメリカ教育使節団の報告書の理念から、その後の社会教育の基本路線が成人教育における社会科学的考え方をしりぞけ、中央政府による思想統制の一環として社会教育行政の再編成が試みられたことをのべたので「社会教育関係団体の全国組織ができたのは、文部官僚の団体支配策の帰結である」とは一言もいっていない。まさに田代氏

の事実誤認である。したがってそれ以下の田代氏の指摘も故意につくった誤読の発想が多い。とりあげるに値しない。ただ一つだけ肯定しよう。「青年学級の法制化によって、学級数、学級生数も量的には増大した」という点における量的増大については時期を明示しなかった点である。この点、反省したい。だが、私が年代のみをしめさなかったのは、その内容を究明しなかったからである。この点は田代氏も「行政が形式主義」であることも認められているようなのでくりかえす必要はない。だが、「形式」の指導さえ徹底しないことこそ当面の問題とされなければならない」といっては、もはや論理外である。なぜ「形式」を問題にし、なぜ「形式主義」が生まれるかを実証をふまえて系統的に、論理的にしめすべきである。

さいごに、お互いに謙虚な態度で市民の積極的意見をきき、市の社会教育の充実のために前進したいものである。

<関東学院大教授>